

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	長寿介護課	検索番号	2-1
法令名	老人福祉法	根拠条項	第15条第4項		
許認可等	社会福祉法人に対する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可				
(根拠規定)					
○ 老人福祉法第15条第4項 社会福祉法人は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。					
○ 老人福祉法第15条第6項 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第4項の認可をしないことができる。					
(許認可等の基準)					
○愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第24号）					
○愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号）					
○愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第24号）					
○愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第25号）					
(その他)					